

議長 確認印	
-----------	--

議会運営委員会会議録

1、開会の日時 閉会	平成27年6月11日 9:00 平成27年6月11日 9:35
2、場所	委員会室
3、出席した委員	小林達信、割貝寿一、大縄武夫、鈴木幸江、鈴木孝則
4、欠席した委員	なし
5、出席を要求した者	なし
6、職務のため出席した者	議長、副議長、議会事務局長、書記
7、付議事件	第1 法人の経営状況にかかる参考人の招致について 第2 請願について 第3 会議欠席の取扱いについて
8、議事の経過	<p>副委員長開会、委員長あいさつ</p> <p>第1 法人の経営状況にかかる参考人の招致について</p> <p>委員長：事務局に説明させる。</p> <p>事務局：先の全員協議会で埴町振興公社の経営状況調査のため参考人招致をする旨話があった。最終決定をしたい。なお、方法は主たる委員会を総務文教常任委員会として経済厚生常任委員会との連合審査会としてはどうか。</p> <p>委員長：経済厚生常任委員会も関連があるので連合審査会にしてはどうかということである。</p> <p>(異議なし)</p> <p>委員長：連合審査会とする。</p> <p>事務局：連合審査会とすることに関して個別委員会を省略したい。</p> <p>委員長：両委員長それでよいか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>委員長：本日本会議終了後連合審査会を開催することにしたい。</p> <p>(異議なし)</p> <p>第2 請願について</p> <p>委員長：事務局に説明させる。</p> <p>事務局：請願第1号であるが、紹介議員が辞退した。紹介議員がいなくなったわけだが、いなければ請願要件は満たさないという説といなくてもよいという説がある。行政実例では紹介議員は提出要件であって継続要件ではないとしている。</p> <p>委員長：ただ今の説明のとおりで紹介議員がいなくなっても請願は有効となる。</p> <p>鈴木(孝)委員：辞退の理由はなにか。</p>

委員長：これから辞退届を回覧する。休憩する。

委員長：再開する。

委員長：紹介議員となることは慎重にすべきである。まだ、議会に出されていないので議長限りで許可ができる。許可することでよいか。

(異議なし)

委員長：紹介議員がいなくても総務文教常任委員会に付託することになる。

第3 会議欠席の取扱いについて

委員長：会議の欠席について先の全員協議会で出欠状況及び欠席理由を公表してはどうかとの話があった。事務局に説明させる。

事務局：出欠状況の公表はすでに HP で行っている。今回はその理由もつけて議会だよりで行ってはどうかというものである。

委員長：意見はあるか。

小林委員：ない。

割員委員：欠席の場合は前もって連絡することになっている。欠席理由の是非は議長判断しかない。

鈴木(幸)委員：正当な理由(第三者が納得する)であればよい。ある程度まとめて広報紙に載せることでよい。

鈴木(孝)委員：会議等に出るのは当たり前。最近欠席が多い。きちんとすべき。

議長：公表すべきと思う。

委員長：議員は責任を持って行動すべき。

鈴木(幸)委員：議会だよりで公表することでよいのか。

委員長：広報委員会で検討してほしい。

鈴木(幸)委員：やるかやらないか議運で決定してほしい。

委員長：議運だけで決定はできない。全協を開くべき。

副議長：基本条例が4月から施行されている。質すべきところは質していくべき。議運ではっきりすべき。

委員長：欠席は厳格に扱う必要がある。無届などはないようにしたい。

議長：欠席の取扱いを議運に諮問した。結論を出してほしい。

委員長：欠席に対しては厳格に対応する。公表をしていくことでよいか。

(「公表方法は広報委員会に委ねることとしてはどうか」という人あり。)

委員長：公表内容は広報委員会に委ねたい。

(異議なし)

委員長：これで終わる。

副委員長 閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長